

治験に係わる標準業務手順書

鳥取赤十字病院



第4版 承認日：平成21年3月19日

承認者： 福 島 明



目次

治験の原則	1
第 1 章 目的と適用範囲	2
目的と適用範囲	2
第 2 章 院長の業務	2
治験委託の申請等	2
治験実施の了承等	2
治験実施の契約等	3
治験の継続	3
治験実施計画書等の変更	4
治験実施計画書からの逸脱	4
重篤な有害事象の発生	4
重大な新たな安全性に関する情報の入手	5
治験の中止、中断及び終了	5
直接閲覧	6
第 3 章 治験審査委員会	6
治験審査委員会及び治験審査委員会事務局の設置	6
当院外医療機関の調査審議の受入れ	6
第 4 章 治験責任医師の業務	7
治験責任医師の要件	7
治験責任医師の責務	7
被験者の同意の取得	9
被験者に対する医療	10
緊急時の対応	10
治験実施計画書からの逸脱	11
第 5 章 治験薬の管理	11
治験薬の管理	11
第 6 章 治験事務局	12
治験事務局の設置及び業務	12
本手順書の作成・改訂の経緯	12

第 7 章 治験コーディネーターの業務	13
治験コーディネーターの業務	13
第 8 章 記録の保存	13
記録の保存責任者	13
記録の保存期間	13
第 9 章 業務の委託	14
治験施設支援機関	14
附則	14

治験の原則

治験は、次に掲げる原則に則って実施されなければならない。

- 1 治験は、ヘルシンキ宣言に基づく倫理的原則及びGCPを遵守して行わなければならない。
- 2 治験を開始する前に、個々の被験者及び社会にとって期待される利益と予想される危険及び不便とを比較考量するものとする。期待される利益によって危険を冒すことが正当化される場合に限って、治験を開始し継続すべきである。
- 3 被験者の人権、安全及び福祉に対する配慮が最も重要であり、科学と社会のための利益よりも優先されるべきである。
- 4 治験薬に関して、その治験の実施を支持するのに十分な非臨床試験及び臨床試験に関する情報が得られていなければならない。
- 5 治験は科学的に妥当でなければならず、治験実施計画書にその内容が明確かつ詳細に記載されていなければならない。
- 6 治験は、治験審査委員会が事前に承認した治験実施計画書を遵守して実施しなければならない。
- 7 被験者に対する医療及び被験者のためになされる医療上の決定に関する責任は、医師又は歯科医師が常に負うべきである。
- 8 治験の実施に関与する者は、教育、訓練及び経験により、その業務を十分に遂行しうる要件を満たしていなければならない。
- 9 全ての被験者から、治験に参加する前に、自由意思によるインフォームド・コンセントを得なければならない。
- 10 治験に関する全ての情報は、正確な報告、解釈及び検証が可能なように記録し、取扱い、及び保存しなければならない。
- 11 被験者の身元を明らかにする可能性のある記録は、被験者のプライバシーと秘密の保全に配慮して保護しなければならない。
- 12 治験薬の製造、取扱い、保管及び管理は、医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準（GMP）に準拠して行うものとする。治験薬は治験審査委員会が事前に承認した治験実施計画書を遵守して使用するものとする。
- 13 治験のあらゆる局面の質を保証するための手順を示したシステムが、運用されなければならない。
- 14 治験に関連して被験者に健康被害が生じた場合には、過失によるものであるか否かを問わず、被験者の損失は適切に補償されなければならない。その際、因果関係の証明等について被験者に負担を課することがないようにしなければならない。

第1章 目的と適用範囲

(目的と適用範囲)

- 第1条 鳥取赤十字病院 治験に係わる標準業務手順書(以下「本手順書」という。)は薬事法、薬事法施行規則、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年3月27日厚生省令第28号)(以下「医薬品GCP省令」という。)、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年3月23日厚生労働省令第36号)(以下「医療機器GCP省令」という。)、並びにこれらに関連する省令及び通知等(以下これらを総称して「GCP省令等」という。)に基づいて、治験の実施に必要な手続きと運営に関する手順を定めるものである。
- 2 本手順書は、医薬品及び医療機器(以下「医薬品等」という。)の製造販売承認申請又は承認事項一部変更承認申請の際に提出すべき資料の収集のために行う治験に対して適用する。
- 3 医薬品等の再審査申請、再評価申請又は副作用調査の際提出すべき資料の収集のための製造販売後臨床試験を行う場合には、本手順書において、「治験」とあるのを「製造販売後臨床試験」と読み替えるものとする。
- 4 医療機器の治験を行う場合には、本手順書において、「治験薬」とあるのを「治験機器」と、「副作用」とあるのを「不具合」と、「治験薬概要書」とあるのを「治験機器概要書」と、「被験薬」とあるのを「被験機器」と読み替えるものとする。

第2章 院長の業務

(治験委託の申請等)

- 第2条 院長は、事前に治験責任医師から提出された治験分担医師・治験協力者リスト(書式2)に基づき、治験関連の重要な業務の一部を分担させる者を指名する。院長が指名した治験分担医師・治験協力者リスト(書式2)は、治験責任医師及び治験依頼者に各1部提出し、その写しを保存するものとする。
- 2 院長は、治験に関する治験責任医師と治験依頼者との文書による合意が成立した後、治験依頼者及び治験責任医師に治験依頼書(書式3)とともに治験責任医師及び治験分担医師の履歴書(書式1)、治験実施計画書等の審査に必要な資料を提出させるものとする。
- 3 院長は、当院外医療機関の長から治験に関する調査審議を受け入れる場合、当該医療機関の長と治験審査依頼に係わる契約を締結するものとする。

(治験実施の了承等)

- 第3条 院長は、治験責任医師に対して治験の実施を了承する前に、治験審査依頼書(書式4)、治験責任医師及び治験分担医師の履歴書(書式1)及び治験実施計画書等の審査の対象となる文書を治験審査委員会に提出し、治験の実施について治験審査委員会の意見を求めるものとする。

- 2 院長は、治験審査委員会が治験の実施を承認する決定を下し、その旨を通知してきた場合は、これに基づく院長の指示、決定が治験審査委員会の決定と同じときには、治験審査結果通知書（書式5）の写しに記名捺印又は署名し、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。

なお、院長の指示が治験審査委員会の決定と異なるときには、治験審査結果通知書（書式5）の写しとともに治験に関する指示・決定通知書（参考書式1）により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。
- 3 院長は、治験審査委員会が治験実施計画書、症例報告書、同意文書及びその他の説明文書並びにその他の手順について何らかの修正を条件に治験の実施を承認する決定を下し、その旨を通知してきた場合は、本条第2項に準じて、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。
- 4 院長は、前項の指示により治験責任医師及び治験依頼者が治験実施計画書等を修正した場合には、治験実施計画書等修正報告書（書式6）及び該当する資料を提出させるものとする。

また、院長は、当該修正事項の確認を行うものとする。
- 5 院長は、治験審査委員会が治験の実施を却下する決定を下し、その旨を通知してきた場合は、治験の実施を了承することはできない。院長は、治験の実施を了承できない旨の院長の指示、決定を、治験審査結果通知書（書式5）の写しに記名捺印又は署名し、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。
- 6 院長は、治験依頼者から治験審査委員会の審査結果を確認するために審査に用いられた治験実施計画書、症例報告書等の文書の入手を求める旨の申出があった場合には、これに応じなければならない。

（治験実施の契約等）

- 第4条 院長が治験審査委員会の意見に基づいて治験の実施を了承した後、治験依頼者と治験契約書（様式TRCH1）により契約を締結するものとする。
- 2 治験責任医師は、契約内容の確認のため治験契約書に記名捺印又は署名し、日付を付すものとする。
 - 3 治験審査委員会が修正を条件に治験の実施を承認した場合には、第3条第4項の治験実施計画書等修正報告書（書式6）により院長が修正したことを確認した後に、治験契約書（様式TRCH1）により契約を締結するものとする。また、治験責任医師は、本条前項に従うものとする。
 - 4 治験契約書（様式TRCH1）の内容を変更する際には、本条第1項に準じて覚書（様式TRCH2）を締結するものとする。また、治験責任医師は、本条第2項に従うものとする。

（治験の継続）

- 第5条 院長は、実施中の治験において少なくとも1年に1回、治験責任医師に治験実施状況報告書（書式11）を提出させ、治験審査依頼書（書式4）及び治験実施状況報告書（書式

- 1 1) の写しを治験審査委員会に提出し、治験の継続について治験審査委員会の意見を求めるものとする。
- 2 院長は、治験審査委員会の審査結果に基づく院長の指示、決定を、第3条第2項に準じて、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。修正を条件に承認する場合には、第3条第3項及び第4項に準じるものとする。
- 3 院長は、治験審査委員会が実施中の治験の継続審査等において、既に承認した事項の取消し（治験の中止又は中断を含む。）の決定を下し、その旨を通知してきた場合は、これに基づく院長の指示、決定を、第3条第5項に準じて、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。
- 4 院長は、治験依頼者又は治験責任医師から治験審査委員会の継続審査等の結果を確認するために審査に用いられた治験実施計画書、症例報告書等の文書の入手を求める旨の申出があった場合には、これに応じなければならない。

（治験実施計画書等の変更）

- 第6条 院長は、治験期間中、治験審査委員会の審査対象となる文書が追加、更新又は改訂された場合は、治験責任医師又は治験依頼者から、それらの該当文書のすべてをすみやかに提出させるものとする。
- 2 院長は、治験責任医師及び治験依頼者から治験に関する変更申請書（書式10）による申請があった場合には、治験審査依頼書（書式4）及び治験に関する変更申請書（書式10）の写しを治験審査委員会に提出し、治験の継続の可否について治験審査委員会の意見を求めるものとする。
 - 3 院長は、第5条第2項及び第3項に準じて、治験審査委員会の意見に基づく院長の指示、決定を、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。

（治験実施計画書からの逸脱）

- 第7条 院長は、治験責任医師から、緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する報告書（書式8）による報告があった場合には、治験審査依頼書（書式4）及び緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する報告書（書式8）の写しを治験審査委員会に提出し、治験の継続の可否について治験審査委員会の意見を求めるものとする。
- 2 院長は、第5条第2項及び第3項に準じて、治験審査委員会の意見に基づく院長の指示、決定を、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。
 - 3 院長は、緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する通知書（書式9）により、治験依頼者からの合意を得るものとする。

（重篤な有害事象の発生）

- 第8条 院長は、治験責任医師から重篤な有害事象に関する報告書（書式12-1及び書式12

- 2又は各治験実施計画書に定める様式)により、重篤な有害事象の報告があった場合には、治験の継続の可否について、治験審査委員会の意見を求めるものとする。
- 2 院長は、第5条第2項及び第3項に準じて、治験審査委員会の意見に基づく院長の指示、決定を、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。
- 3 医薬品の製造販売後臨床試験の場合には、有害事象に関する報告書(書式13-1及び書式13-2又は各試験実施計画書に定める様式)、医療機器による治験並びに製造販売後臨床試験の場合には、それぞれ重篤な有害事象及び不具合に関する報告書(書式14又は各治験実施計画書に定める様式)並びに有害事象及び不具合に関する報告書(書式15又は各試験実施計画書に定める様式)を使用する。

(重大な新たな安全性に関する情報の入手)

- 第9条 院長は、治験依頼者から安全性情報等に関する報告書(書式16)を入手した場合には、治験審査依頼書(書式4)及び安全性情報に関する報告書(書式16)の写しを治験審査委員会に提出し、治験の継続の可否について治験審査委員会の意見を求めるものとする。
- 2 院長は、第5条第2項及び第3項に準じて、治験審査委員会の意見に基づく院長の指示、決定を、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。

なお、被験者の安全又は当該治験の実施に悪影響を及ぼす可能性のある重大な新たな情報には、次のものが含まれる。

- 1) 他施設で発生した重篤で予測できない副作用
- 2) 重篤な副作用又は治験薬及び市販医薬品の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が治験薬概要書から予測できないもの
- 3) 死亡又は死亡につながるおそれのある症例のうち、副作用によるもの又は治験薬及び市販医薬品の使用による感染症によるもの
- 4) 副作用又は治験薬及び市販医薬品の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が著しく変化したことを示す研究報告
- 5) 治験の対象となる疾患に対し効能又は効果を有しないことを示す研究報告
- 6) 副作用又は感染症によりがんその他の重大な疾患、障害又は死亡が発生するおそれがあることを示す研究報告
- 7) 当該被験薬と同一成分を含む市販医薬品に係わる製造、輸入又は販売の中止、回収、廃棄その他の保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施
- 8) 前記によらず、院長が特に必要と判断した場合

(治験の中止、中断及び終了)

- 第10条 院長は、治験依頼者が治験の中止又は中断、若しくは被験薬の開発中止を決定し、その旨を開発の中止等に関する報告書(書式18)で通知してきた場合には、開発の中止等に関する報告書(書式18)の写しに記名捺印又は書名し、すみやかに治験責任医師及び治験審査委員会に通知するものとする。

なお、通知の文書には、中止又は中断についての詳細が説明されていなければならない。
また、治験責任医師に治験終了（中止・中断）報告書（書式17）を提出させ、治験終了（中止・中断）報告書（書式17）の写しに記名捺印又は署名し、治験依頼者及び治験審査委員会に通知するものとする。

- 2 院長は、治験責任医師が治験の終了、中止又は中断を決定し、その旨を治験終了（中止・中断）報告書（書式17）により報告してきた場合には、治験終了（中止・中断）報告書（書式17）の写しに記名捺印又は署名し、すみやかに治験依頼者及び治験審査委員会に通知するものとする。

（直接閲覧）

- 第11条 院長は、治験依頼者によるモニタリング及び監査並びに治験審査委員会及び国内外の規制当局による調査を受け入れるものとする。これらの場合には、モニター、監査担当者、治験審査委員会又は国内外の規制当局の求めに応じ、原資料等の全ての治験関連記録を直接閲覧に供するものとする。

第3章 治験審査委員会

（治験審査委員会及び治験審査委員会事務局の設置）

- 第12条 院長は、治験を行うことの適否その他の治験に関する調査審議を行わせるため、治験審査委員会を院内に設置する。

- 2 院長は、治験審査委員会の委員を指名し、治験審査委員会と協議の上、治験審査委員会の運営の手続き及び記録の保存に関する標準業務手順書を定めるものとする。

なお、治験依頼者から、治験審査委員会の標準業務手順書及び委員名簿の提示を求められた場合には、これに応じるものとする。

- 3 院長は、自らが設置した治験審査委員会に出席することはできるが、委員になること並びに審議及び採決に参加することはできない。

- 4 院長は、治験審査委員会の業務の円滑化を図るため、治験審査委員会の運営に関する事務及び支援を行う者を指名し、治験審査委員会事務局を設置するものとする。

（当院外医療機関の調査審議の受入れ）

- 第13条 治験審査委員会は、当院外医療機関に対する治験の実施の適否及びその他の治験に関する調査審議を受け入れることができる。

- 2 治験審査委員会は、前項の規定に基づき当院外医療機関の調査審議を受け入れた場合、当院外医療機関の長に最新の委員名簿（各委員の資格を含む。）及び標準業務手順書を提出するものとする。

第4章 治験責任医師の業務

(治験責任医師の要件)

第14条 治験責任医師は、次の要件を満たさなくてはならない。

- 1) 治験責任医師は、教育・訓練及び経験によって、治験を適正に実施し得る者でなければならない。また、治験責任医師は、このことを証明する最新の履歴書（書式1）及び治験分担医師を置く場合には当該治験分担医師の履歴書（書式1）を、治験依頼者に提出するものとする。
- 2) 治験責任医師は、治験依頼者と合意した治験実施計画書、最新の治験薬概要書、製品情報及び治験依頼者が提供するその他の文書に記載されている治験薬の適切な使用方法に十分精通していなければならない。
- 3) 治験責任医師は、GCP省令等を熟知し、これを遵守しなければならない。
- 4) 治験責任医師は、治験依頼者によるモニタリング及び監査並びに治験審査委員会並びに国内外の規制当局による調査を受け入れなければならない。治験責任医師は、モニター、監査担当者、治験審査委員会又は国内外の規制当局の求めに応じて、原資料等の全ての治験関連記録を直接閲覧に供しなければならない。
- 5) 治験責任医師は、合意された募集期間内に必要数の適格な被験者を集めることが可能であることを過去の実績等により示すことができなければならない。
- 6) 治験責任医師は、合意された期間内に治験を適正に実施し、終了するに足る時間を有していなければならない。
- 7) 治験責任医師は、治験を適正かつ安全に実施するため、治験の予定期間中に十分な数の治験分担医師及び治験協力者等の適格なスタッフを確保でき、また適切な設備を利用できなければならない。
- 8) 治験責任医師は、治験関連の重要な業務の一部を治験分担医師又は治験協力者に分担させる場合には、治験分担医師・治験協力者リスト（書式2）を作成し、あらかじめ院長に提出し、その指名を受けなければならない。
- 9) 治験責任医師は、治験分担医師、治験協力者等に、治験実施計画書、治験薬及び各人の業務について十分な情報を与え、指導及び監督しなければならない。

(治験責任医師の責務)

第15条 治験責任医師は、次の事項を行う。

- 1) 治験実施計画書の被験者の選択・除外基準の設定及び治験を実施する際の個々の被験者の選定に当たっては、人権保護の観点及び治験の目的に応じ、健康状態、症状、年齢、性別、同意能力、治験責任医師等との依存関係、他の治験への参加の有無等を考慮し、治験に参加を求めることの適否を慎重に検討すること。
- 2) 同意能力を欠く者については、当該治験の目的上、被験者とするのがやむを得ない場合を除き、原則として被験者としなないこと。

- 3) 社会的に弱い立場にある者を被験者とする場合には、特に慎重な配慮を払わなくてはならないこと。
- 4) 治験実施計画書及び症例報告書について治験依頼者と合意する前に、治験依頼者から提供される治験実施計画書案、症例報告書案及び最新の治験薬概要書その他必要な資料・情報に基づき治験依頼者と協議し、当該治験を実施することの倫理的及び科学的妥当性について十分検討すること。治験実施計画書及び症例報告書が改訂される場合も同様である。
- 5) 治験実施の申請をする前に、治験依頼者の協力を得て、被験者から治験の参加に関する同意を得るために用いる同意文書及びその他の説明文書を作成すること。
- 6) 治験実施前及び治験期間を通じて、治験審査委員会の審査の対象となる文書のうち、治験責任医師が提出すべき文書を最新のものにすること。当該文書が追加、更新又は改訂された場合は、その全てをすみやかに院長に提出すること。
- 7) 治験依頼の申出があった場合、治験依頼者と合意をした後、治験依頼書（書式3）により、院長に治験実施の申請をすること。
- 8) 治験審査委員会が治験の実施又は継続を承認し、又は何らかの修正を条件に治験の実施又は継続を承認し、これに基づく院長の指示、決定が治験審査結果通知書（書式5）又は治験に関する指示・決定通知書（参考書式1）により通知された後に、その指示、決定に従って治験を開始又は継続すること。又は、治験審査委員会が実施中の治験に関して承認した事項を取り消し（治験の中止又は中断を含む）、これに基づく院長の指示、決定が通知された場合には、その指示、決定に従うこと。
- 9) 治験責任医師は、治験審査委員会が当該治験の実施を承認し、これに基づく院長の指示決定が治験審査結果通知書（書式5）又は治験に関する指示・決定通知書（参考書式1）で通知され、治験契約が締結されるまで、被験者を治験に参加させてはならない。
- 10) 本手順書第19条で規定する場合を除いて、治験実施計画書を遵守して治験を実施すること。
- 11) 治験薬を承認された治験実施計画書を遵守した方法のみで使用すること。
- 12) 治験薬の正しい使用法を各被験者に説明、指示し、当該治験薬にとって適切な間隔で、各被験者が説明された指示を正しく守っているか否かを確認すること。
- 13) 実施中の治験において少なくとも1年に1回、院長に治験実施状況報告書（書式11）を提出すること。
- 14) 治験の実施に重大な影響を与え、又は被験者の危険を増大させるような治験のあらゆる変更について、治験依頼者及び院長にすみやかに治験に関する変更申請書（書式10）及び変更文書等を提出するとともに、治験審査結果通知書（書式5）又は治験に関する指示・決定通知書（参考書式1）により変更の可否について院長の指示を受けること。
- 15) 治験実施中に重篤な有害事象が発生した場合は、すみやかに院長及び治験依頼者に重篤な有害事象に関する報告書（書式12-1及び書式12-2又は各治験実施計画書に定める様式）で報告し、治験審査結果通知書（書式5）又は治験に関する指示・決定通知書（参考書式1）により治験の継続の可否について院長の指示を受けること。なお、医薬品の製

造販売後臨床試験の場合には、有害事象に関する報告書（書式13-1及び書式13-2又は各試験実施計画書に定める様式）、医療機器の治験並びに製造販売後臨床試験の場合には、それぞれ重篤な有害事象及び不具合に関する報告書（書式14又は各治験実施計画書に定める様式）、有害事象及び不具合に関する報告書（書式15又は各試験実施計画書に定める様式）を使用する。

16) 治験が何らかの理由で中止又は中断された場合には、被験者にその旨をすみやかに通知し、被験者に対する適切な治療及び事後処理を保証しなければならない。

17) 治験実施計画書の規定に従って正確な症例報告書を作成し、記名捺印又は署名し、治験依頼者に提出すること。また、治験分担医師が作成した症例報告書については、それらが治験依頼者に提出される前にその内容を点検し、問題がないことを確認した上で記名捺印又は署名するものとする。

なお、症例報告書の作成が完了するまでは、当院外に症例報告書を持ち出さないこと。

18) 治験終了後、すみやかに院長に治験の終了（中止・中断）報告書（書式17）を提出する。

なお、治験が中止又は中断された場合においても同様の手続きを行うこと。

（被験者の同意の取得）

第16条 治験責任医師及び治験分担医師は、被験者が治験に参加する前に、被験者に対して同意文書及びその他の説明文書を用いて十分に説明し、治験への参加について自由意思による同意を文書により得るものとする。

2 同意文書には、説明を行った治験責任医師又は治験分担医師、被験者が記名捺印又は署名し、各自日付を記入するものとする。

なお、治験協力者が補足的な説明を行った場合には、当該治験協力者も記名捺印又は署名し、日付を記入するものとする。

3 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者が治験に参加する前に、前項の規定に従って記名捺印又は署名と日付が記入された同意文書の写し及びその他の説明文書を被験者に渡さなければならない。また、被験者が治験に参加している間に、同意文書及びその他の説明文書が改訂された場合は、その都度新たに前項の規定に従って記名捺印又は署名と日付を記入した同意文書の写し及び改訂されたその他の説明文書を被験者に渡さなければならない。

4 治験責任医師、治験分担医師及び治験協力者は、治験への参加又は治験への参加の継続に関し、被験者に強制したり又は不当な影響を及ぼしてはならない。

5 同意文書及びその他の説明文書並びに説明に関して口頭で提供される情報には、被験者に権利を放棄させるかそれを疑わせる語句、又は治験責任医師、治験分担医師、治験協力者、医療機関、治験依頼者の法的責任を免除するか、それを疑わせる語句が含まれてはならない。

6 口頭及び文書による説明並びに同意文書には、被験者が理解可能で、可能な限り非専門的な語句が用いられていなければならない。